

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成24年9月30日			平成25年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	380	384	4	650	652	2
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	380	384	4	650	652	2
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	400	397	△ 2	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	400	397	△ 2	—	—	—
合計		780	781	1	650	652	2

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	107	112
関連法人等株式	6	1
投資事業組高出資金	559	534
合計	672	648

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成24年9月30日			平成25年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	20,474	7,096	13,378	31,299	12,335	18,963
	債券	448,852	438,744	10,108	448,034	439,287	8,746
	国債	91,963	90,335	1,628	128,634	127,049	1,584
	地方債	266,889	260,361	6,527	215,605	210,473	5,132
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	89,999	88,048	1,951	103,793	101,764	2,029
	その他	15,369	15,205	163	14,909	14,669	240
	小計	484,696	461,046	23,650	494,242	466,291	27,950
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,507	12,732	△ 3,224	5,924	8,072	△ 2,147
	債券	73,501	73,748	△ 247	95,641	96,601	△ 959
	国債	63,345	63,428	△ 83	36,331	36,848	△ 517
	地方債	5,528	5,542	△ 14	48,284	48,701	△ 416
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,627	4,777	△ 149	11,025	11,051	△ 26
	その他	35,665	41,051	△ 5,385	49,249	55,445	△ 6,196
	小計	118,674	127,532	△ 8,858	150,815	160,119	△ 9,304
合計	603,371	588,579	14,792	645,058	626,411	18,646	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,653	1,346
その他	67	55
合計	1,720	1,402

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前中間期における減損処理額は、3,783百万円（全て株式）であります。当中間期における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。